

平成28年11月22日
総務省統計局

家計調査第1回の部会の宿題事項への回答

1 試験調査結果について

(1) 家計簿Bについて

- ① 収支項目15行目、クレジット項目10行目（以下「15行目等」という。）で記載が止まっている割合は、全体のどれくらいか。
- ② 15行目等にまとめて記入している内容はどのようなものか。
- ③ 15行目等でまとめ書きをしているのは、どのような属性に多いか。
- ④ 15行目等で記載が止まっている場合の記入漏れは、どの程度あると見積られるか。

<①回答>

家計簿Bによる調査世帯51世帯のうち、現金欄の15行目で収支記入が止まった日がある世帯は29世帯で、15行目で記入が止まった日の延べ日数は69日であり、家計簿記入の総延べ日数1,105日の6%に該当し、当該15行目の記入は現金欄記入総項目数9,069の1%となっている。

また、クレジット欄の10行目で収支記入が止まった日がある世帯は10世帯で、10行目で記入が止まった日の延べ日数は24日であり、家計簿記入の総延べ日数406日の6%に該当し、当該10行目の記入はクレジット欄記入総項目数2,602の2%となっている。

なお、現金欄及びクレジット欄がいずれも30行ある家計簿Aでの現金欄15行目及びクレジット欄10行目で収支記入が止まっている日は総延べ日数のそれぞれ2%及び3%であり、当該行の記入は記入総項目数のそれぞれ0.2%及び0.4%となっている。

表 15行目等止まりの記載状況

現金欄 (収支項目)	総数	うち15行目止まり								記入 総項目数
		計	1日だけ		2日		3日以上			
			割合	割合	割合	割合				
家計簿B	世帯数 51	29	57%	16	31%	7	14%	6	12%	9,069
	記入延べ日数 1,105	69	6%	16	1%	14	1%	39	4%	
家計簿A	世帯数 154	45	29%	34	22%	7	5%	4	3%	27,948
	記入延べ日数 3,369	60	2%	34	1%	14	0%	12	0%	

クレジット欄 (クレジット項目)	総数	うち10行目止まり								記入 総項目数
		計	1日だけ		2日		3日以上			
			割合	割合	割合	割合				
家計簿B	世帯数 51	10	20%	6	12%	1	2%	3	6%	2,602
	記入延べ日数 406	24	6%	6	1%	2	0%	16	4%	
家計簿A	世帯数 154	34	22%	25	16%	5	3%	4	3%	12,883
	記入延べ日数 1,767	48	3%	25	1%	10	1%	13	1%	

※試験調査は、本体調査と違い調査員による記入指導を行っていない。

<②回答>

現金欄の15行目で収支記入が止まった日がある29世帯について家計簿Bを確認したところ、まとめて記載されていると推察される例としては、以下のとおり。

- ・書き切れない分を「食料」、「お菓子」などとして一括りにし、合計金額を記載
- ・1行に複数品目を記載
- ・欄外に品目を記載
- ・品目に対し、価格が高額と思われる記載

<③回答>

現金欄の15行目で収支記入が止まった日がある29世帯の属性別分布については、下表のとおり。属性別の分布からは、記載が止まっている世帯の特徴については確認できなかった。

表1 15行目で記載が止まっている世帯（共働きか否か）

		共働き世帯	共働きでない世帯	合計
家計簿Bの世帯		23	28	51
15行目で記載が止まっている世帯の合計		14	15	29
うち 書き切れない分を一括り			1	1
うち 1行に複数品目を記載		1	2	3
うち 欄外に記入あり		3	2	5
うち 価格が高額と思われる記載あり			1	1

表2 15行目で記載が止まっている世帯（世帯人員別）

		世帯人員				
		2	3	4	5～	合計
家計簿Bの世帯		10	15	22	4	51
15行目で記載が止まっている世帯の合計		3	8	16	2	29
うち 書き切れない分を一括り				1		1
うち 1行に複数品目を記載			1	2		3
うち 欄外に記入あり			1	3	1	5
うち 価格が高額と思われる記載あり				1		1

表3 15行目で記載が止まっている世帯（就業人員別）

		就業人員				
		1	2	3～	(不詳)	合計
家計簿Bの世帯		16	19	9	7	51
15行目で記載が止まっている世帯の合計		9	12	5	3	29
うち 書き切れない分を一括り		1				1
うち 1行に複数品目を記載		1	2			3
うち 欄外に記入あり		1	2	1	1	5
うち 価格が高額と思われる記載あり			1			1

表4 15行目で記載が止まっている世帯（世帯主の就業・非就業の別）

	世帯主			
	就業		非就業	合計
	正規の職員・従業員	左記以外		
家計簿Bの世帯	37	4	10	51
15行目で記載が止まっている世帯の合計	20	4	5	29
うち 書き切れない分を一括り	1			1
うち 1行に複数品目を記載	2	1		3
うち 欄外に記入あり	4		1	5
うち 価格が高額と思われる記載あり	1			1

表5 15行目で記載が止まっている世帯（配偶者の就業・非就業の別）

	配偶者				
	就業		非就業（不詳）		合計
	正規の職員・従業員	左記以外			
家計簿Bの世帯	9	14	24	4	51
15行目で記載が止まっている世帯の合計	6	8	13	2	29
うち 書き切れない分を一括り			1		1
うち 1行に複数品目を記載	1		1	1	3
うち 欄外に記入あり	1	2	2		5
うち 価格が高額と思われる記載あり			1		1

<④回答>

現金欄の15行目で収支記入が止まった日がある29世帯の属性については前記③回答のとおりであるが、うち記入漏れがある世帯については、家計簿の記入内容からは判断できず、見積もることは困難。

本体調査では、引き続き調査員による記入指導を行うことで、記入漏れなどに対応していく。

(2) 世帯主の収入について、家計簿A・Bでは回答に差があるが、具体的に全部記載があるのか、一部ないのか、全くないのか分からないので、資料を出してほしい。

<回答>

第1回部会の資料3の別紙1において、図1-1で示した定期収入の記入割合については、勤労者世帯の中で、世帯主の定期収入のうち本給又は各種手当の記載がある（金額が0円でない）世帯の数をカウントしている。

世帯主の定期収入の記載がある世帯について給与項目の記載状況をみると、本給及び各種手当があり、うち各種控除がある世帯は、家計簿Aで100世帯、家計簿Bで4世帯となっている（詳細は下表参照）。

部会第1回の資料3の別紙1

図1-1 世帯主の定期収入記入世帯割合 —勤労者世帯—

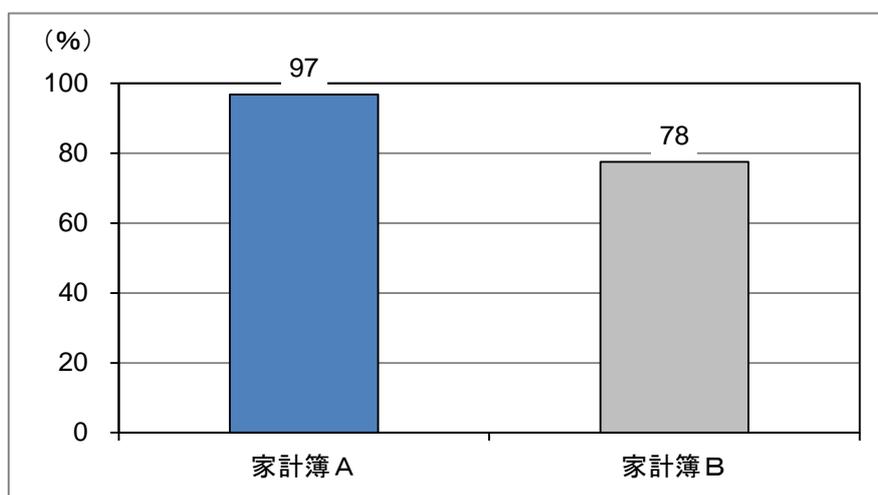


表 給与項目の記載状況

家計簿の種類	勤労者世帯										
	本給又は各種手当あり		本給あり						各種手当のみ (本給なし)		
			割合	本給及び各種手当あり		本給のみ		各種手当のみ (本給なし)			
	うち各種控除あり	うち各種控除あり		うち各種控除あり	うち各種控除あり	うち各種控除あり	うち各種控除あり				
A	126	122	97%	120	117	100	100	20	17	2	2
B	40	31	78%	31	28	5	4	26	24	0	0

(3) 試験調査の結果から、本体調査の変更を判断した事例があれば、挙げてほしい。

<回答>

試験調査の結果に基づき、次の点を変更した。

- ①「Ⅱ 口座への入金（給与・年金等）」欄について、試験調査では、世帯主用の記入欄のほか、世帯主以外の世帯員用の記入欄として「世帯主の配偶者又は世帯主との続き柄_____」というページを設けていたが、配偶者の収入の記入世帯割合は、現行の家計簿と大きな差はない状況であったことから、より世帯主の配偶者の収入についても記入が必要であることに気づきやすくなるよう、「世帯主の配偶者」と「世帯主との続き柄_____」に分けてページを設けることとした。
- ②「Ⅰ 口座自動振替による支払」欄について、1期分と2期分のどちらにも記入している世帯があったため「※「今月の支払分」については、この家計簿を記入した期間の支払分について記入してください。」という注意書きを追加した。
- ③「Ⅰ 口座自動振替による支払」欄の新聞代や保険料については、該当するものに○を付けることになっているが、付けていない世帯があったため「※「14 新聞代」及び「25～27 保険料」については、該当するものを○で囲んでください。」という注意書きを追加した。

(4) 試験調査については、モニター調査であったことから、本体調査で行っている調査員による記入指導は行われていないとのことであるが、そうであるならば、調査対象世帯からの質問等については、どのように対応したのか。

<回答>

調査世帯からの質問等については、あらかじめ統計局から受託業者へ想定問答マニュアルを配布し、マニュアルを基に受託業者が対応した。

なお、受託業者で対応できない質問があった場合については、受託業者から統計局へ連絡し、統計局で対応することとしていたが、統計局で直接対応する質問等は1件も生じなかった。

調査世帯から受託業者への質問等について、主なものは以下のとおり。

【調査世帯から受託業者に問い合わせのあった主な質問事項】

- ・ 外食をした時は、品目ごとに記入したほうがよいか。
- ・ クレジットカードを使用した場合、商品の購入日に書くのか、引き落としがあった日に書くのか。
- ・ ポイントを利用して商品を購入した場合、ポイント分を差し引いた金額を書けばよいか。
- ・ 年金を2か月分もらうが、2で割った金額（1か月分）を書いたほうがよいか。

など

2 全国消費実態調査から得られた経験

(1) 全国消費実態調査の調査結果を踏まえて取り入れたプレプリント事項はあるか。

<回答>

平成 26 年全国消費実態調査（二人以上の世帯）では「口座自動振替による支払」欄において、「保育所の保育料」と「幼稚園の保育料」をプレプリントして調査を実施した。

その結果、記入世帯数は1か月平均で約 4,300 世帯（8.9%）となっており、今回の家計調査の見直しにおいては、プレプリントされていなかった「保育所・幼稚園の保育料」を取り入れることとした。

(2) 全国消費実態調査におけるオンライン調査の実施状況は、どのようなものか。

<回答>

平成 26 年全国消費実態調査では、すべての調査世帯が「オンライン回答」と「紙の調査票による回答（以下、「紙回答」という）」のいずれかを任意に選択できる方法で調査を行った。

その結果、調査期間の 3 か月間にわたって、家計簿を「オンラインで回答」した世帯は、2,798 世帯で全体（49,647 世帯）の約 6%であった。

二人以上の世帯のうち勤労者世帯（27,075 世帯）について、「オンライン回答」（2,056 世帯）と「紙回答」（23,589 世帯）の世帯属性を比較すると、「オンライン回答」の世帯は、世帯主が若年層（40 歳代）の割合が高く、また、年間収入の高い世帯の割合が高いといった特徴が見られた。

オンライン回答世帯の状況（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）

図 1 世帯主の年齢階級別世帯数分布

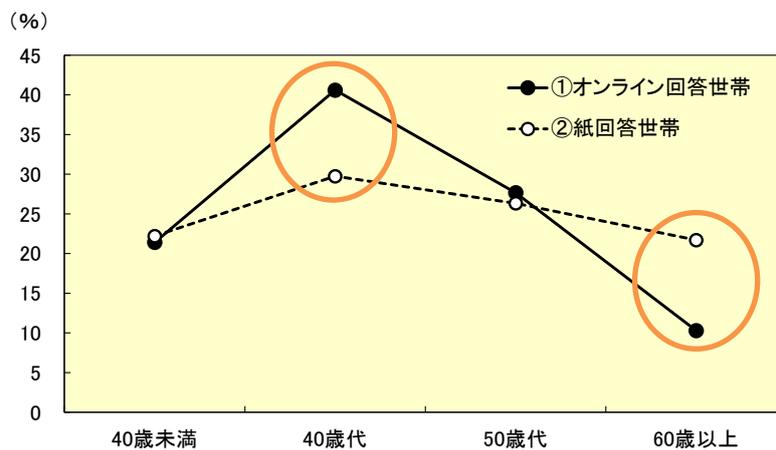
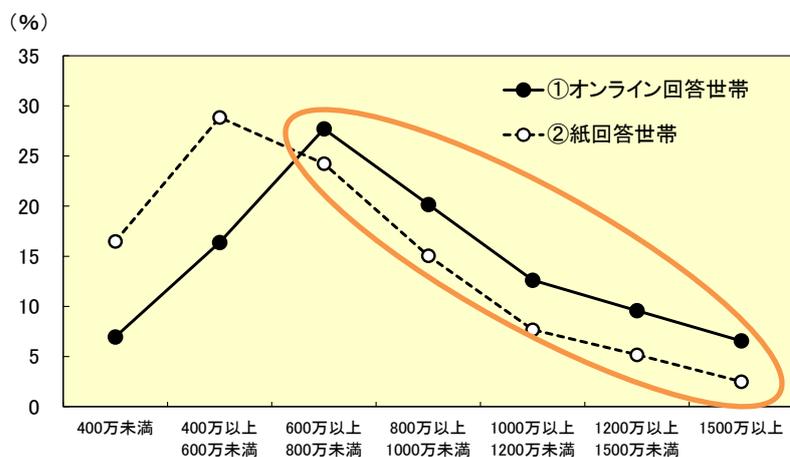


図 2 年間収入階級別世帯数分布



(3) オンライン調査を導入するに当たって、調査員の記入指導が少なくなるように配慮した事項はあるか。

<回答>

全国消費実態調査では、調査員の事務負担軽減の観点から、電子調査票（電子家計簿、世帯票、年間収入調査票など）については、以下に示す自動チェック機能を付与し、調査員による内容審査及び記入指導の簡素化・省力化を行った。

家計調査においても、全国消費実態調査と同様に自動チェック機能を付与することで調査員の内容審査及び記入指導の負担軽減を図ることとしている。

【全国消費実態調査における自動チェック機能の主な事例】

<オフコードチェック>

- ・家計簿に日付が記載されているか。
- ・家計簿に品名が記載されている場合は、金額に記入漏れがないか。
- ・家計簿に金額が記載されている場合は、品名に記入漏れがないか。
- ・世帯票の必須項目（性別、年齢、就業・非就業など）に記入漏れがないか。

<クロスチェック>

- ・世帯票において、世帯員間で続柄や配偶関係に矛盾がないか。 など

3 調査員の関与

(1) 現状の本体調査において、調査員の記入指導が多い事項は、どのような内容か。

<回答>

家計簿の記入が十分でないために収支項目分類の格付が難しい事例など、調査世帯への記入指導が必要なものについては、都道府県の家計調査担当職員を集めた春の研修会やブロック会議の場で紹介し、調査員を通じた記入指導を要請している。

【収入等に関する事項】

- ・ 事業収入、内職収入については、そのために使った経費を差し引いた金額を記入する。
- ・ 仕送り金などの受贈金については、まとめずに金額と誰から受け取ったかを明確にする。
- ・ 世帯主や配偶者等の世帯員が就業者である場合は、収入に記入があるか確認する。
- ・ 社会保険料については、一括記入とせず、分割して記入する。

【支出等に関する事項】

- ・ 自動車を購入した場合は、新車、中古車の別がわかるように記入する。また、購入した際の諸費用についても記入する。
- ・ 車検費用については、一括で記入せず、内訳を記入する。
- ・ 家賃には、共益費、駐車料は含めず、それぞれ分けて記入する。
- ・ 保険料は、種類、積立型か掛け捨て型及び誰の何月分の支払かがわかる様に記入する。
- ・ 旅行をした場合、国内か海外かを区別し、交通費など分割できるものは分割して記入する。
- ・ クレジットカードで分割払い購入した場合は、支払い回数を記入する。
- ・ 商品券と現金を併用した場合は、商品券の金額は（ ）書きで記入し、合計額に含めない。

(2) 記入指導の軽減について、どのような対策を講じようとしているか。

<回答>

記入指導の負担軽減については、以下を講じていきたい。

① 家計簿様式の見直し

今回の家計簿様式の見直しにおいて、「口座への入金」欄を個別に設けたことや、現金を伴わないため括弧書きで記入していた内容について購入方法を選択方式にしたことにより、記入指導が軽減されると考えられる。

② 調査世帯へ発行物の配布

現在、統計局では「家計調査通信」を毎月発行しており、すべての調査世帯に調査員が配布している。この「家計調査通信」には、季節的な話題と共に時季に応じた項目について、家計簿への正しい記入事例を掲載し、調査員の記入指導の負担軽減を図っているところであるが、引き続き実施していく。(参考参照)

③ オンライン回答の推進

今後は、オンライン回答を推進することで、記入内容が不十分なケースや、1か月間を通じて電気代が入力されていないなどの記入漏れに対して、警告表示を出すといった自動チェック機能により、調査員の記入指導や審査の負担が軽減されると考えられる。

(3) 世帯主の配偶者の収入については、記入世帯割合が低いですが、どのような原因が考えられるのか。また、他の統計と比較した場合の記載状況、有収入率はどうか。

<回答>

世帯主の配偶者（妻）の勤め先収入の記載がない背景の一つに、世帯主の配偶者（妻）では、雇用形態が正規職員・従業員以外の割合が高く、いわゆるパート・アルバイトの場合、勤め始めの月の収入がないといったケースがある。

表 配偶者の勤め先収入の記載状況

	試験調査 (家計簿A)	平成 27 年 家計調査	平成 26 年 全国消費実態調査
勤労者世帯のうち 妻も勤労者である世帯	67 世帯	1,785 世帯	13,002 世帯
上記のうち勤め先収入の 記載がなかった世帯	18 世帯 (26.9%)	326 世帯 (18.3%)	2,164 世帯 (16.6%)

(4) 今回新設する「口座への入金」については、毎月、決まった給与体系で支給を受ける者に係る給与明細が念頭におかれているものと考えられる。パートやアルバイトの給与を「本給」として記入を求めることに違和感はないか。別にプレプリントの項目を設けるなど、他の選択肢はないのか。

<回答>

試験調査で家計簿Aの記入状況をみると、勤労者世帯のうち世帯主の配偶者も勤労者である世帯（67世帯）では、73%に当たる49世帯（人）で配偶者の収入の記入があった。

この49世帯（人）のうち「パート・アルバイト」は28世帯（人）で、このうち27世帯（人）が「口座への入金」欄にプレプリントされた「本給」に記入している。

この結果をみると「本給」という表現が、パートやアルバイトに就いている者にとって分かりにくいものとなっているわけではないと考えられる^{注1)}。

注1) パート・アルバイトに就いている者で「現金収入又は現金支出」欄に「パート代」との記載が1世帯（人）だけあった。

表 家計簿A 世帯主の配偶者の収入記入状況
 - 勤労者世帯のうち世帯主の配偶者が勤労者の世帯 -

配偶者の就業状況	勤労者世帯のうち 配偶者が勤労者の世帯	
		うち配偶者の 収入記入あり
合 計	67 (100%)	49 (73%)
うち正規の職員・従業員	16 (100%)	15 (94%)
うちパート・アルバイト	37 (100%)	28 (78%)

※それ以外の世帯（不詳等）として14世帯

4 調査事項について

(1) 「口座自動振替」欄に「奨学金返済」の項目を設けてはどうか。

大卒者の半数近くが奨学金返済を負うようになっており、若者の消費行動に大きい影響を与えていると思われる。

<回答>

独立行政法人日本学生支援機構が公表している奨学金の返還者数は、年々増加（平成 16 年度末 1,848 千人 ⇒ 平成 27 年度 3,928 千人）しているが、平成 27 年国勢調査の人口ベース（1 億 2,709 万 5 千人）でみると 3.1%となっている。

※全世帯（5,344 万 9 千世帯）に対する率は 7.3%となっている

家計調査において「口座自動振替」欄に「奨学金返済」の記入が多いとみられる平成 27 年 12 月分と平成 28 年 1 月分について、千葉県、埼玉県、東京都及び神奈川県から提出された家計簿のうち勤労者世帯を確認したところ、二人以上の世帯については平成 27 年 12 月分（678 世帯）では 20 世帯、平成 28 年 1 月分（678 世帯）では 31 世帯で記入があった。また、単身世帯については平成 27 年 12 月分（38 世帯）では 2 世帯、平成 28 年 1 月分（43 世帯）では 3 世帯で記入があった。これらの結果を踏まえると、奨学金の返還者数は増加傾向にあるが、現状として高い記入率であるとは言い切れないことから、プレプリントを見送ることとしたい。

表 1 「口座自動振替」欄における「奨学金返済」に関する記載状況（二人以上の世帯）

	確認した世帯数	奨学金返済等の記載がある世帯数
平成 27 年 12 月	678 世帯	20 世帯
平成 28 年 1 月	678 世帯	31 世帯

表 2 「口座自動振替」欄における「奨学金返済」に関する記載状況（単身世帯）

	確認した世帯数	奨学金返済等の記載がある世帯数
平成 27 年 12 月	38 世帯	2 世帯
平成 28 年 1 月	43 世帯	3 世帯

(2) 世帯票の「在学者の学校の種別」で、在学、卒業の別の欄を設け、卒業者の学歴も聞くの
はどうか。

<回答>

世帯票は、家計簿への記入開始前に調査員が通常、玄関先等で調査世帯から聞き取って作成している（他形式）。

学歴は回答への忌避感を招くようなプライバシー性の高い調査事項であり、他の統計調査と比べて調査世帯に負担の大きい家計調査において、学歴を調査員が追加して聞き取ることは調査員の負担も増やすこととなり困難である。

なお、世帯票の「在学者の学校の種別」は、集計における世帯属性の一つであるとともに、家計簿に記入された授業料等について、分類格付けを正確に行うための補助情報として使っているものである。

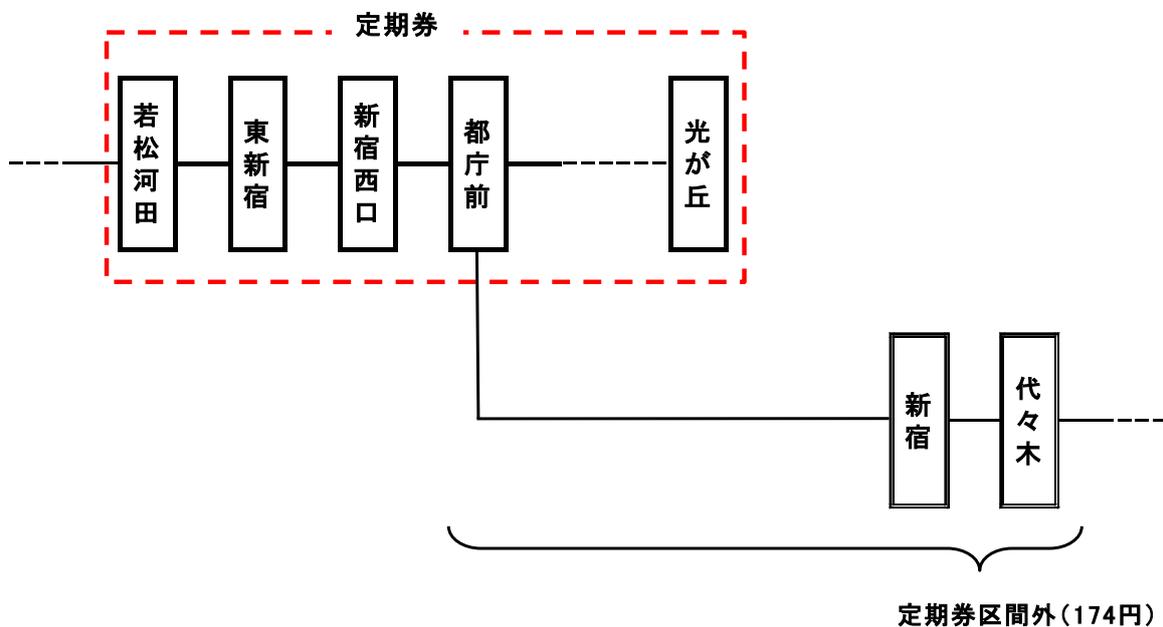
5 家計簿の記入に疑義が生じるとされる事案についての対応

(1) 定期券で乗り越したときは、どのような方法で金額の確認を求めているか。

<回答>

定期券で乗り越したときは、実際にいくら乗り越し金額が発生したかは、鉄道会社の料金体系での確認、駅員室への問い合わせ又はICカード履歴を印字して確認することとなる。

例：定期券の区間は「若松河田」－「光が丘」であり、8月20日に定期券区間内の「都庁前」から乗車し、定期区間外の「代々木」で降車した場合、下の履歴では、「種別」欄の「定」の表示が該当し、乗り越し金額は 2,577 円-2,403 円=174 円となる。



ICカード残額ご利用明細

カード番号: [REDACTED]

残額履歴 (最新 20件)

月日	種別	利用駅	種別	利用駅	残額
0814	定	都庁前	出	都 汐留	¥3060
0814	現金	上御徒町			¥3060
0814	入	上御徒町	定	若松河田	¥2844
0818	入	都 自島	定	若松河田	¥2577
0820	定	都庁前	出	都代々木	¥2403
0821	入	都代々木	定	都庁前	¥2229
0824	定	都庁前	出	大門	¥2013

乗り越し金額は 2,577 円-2,403 円=174 円

(2) 航空券については、料金制度が多岐にわたっているが、マイレージで航空券を無料で入手した場合（現金もクレジットカードも一切動いていない）、どの金額のチケットを入手したと判断するのか。

<回答>

マイレージプログラムで交換できる航空券に相当するものは、実際に販売されている航空券の販売価格とは異なる。よって、交換する時期に販売されている航空券のうち、変更可能期間や取り消し料金等の規定がほぼ同一の航空券の価格を記入することとなる。

Ⅲ 現金収入又は現金支出

(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 数量 食料品は1か月目のみ 記入します		(4) 現金支出 (円)
		単位		
1 航空券(東京-大阪 往復)	23,190	1	名	23,190
2 (JAL マイル利用)				

【参考事例】

航空各社が掲載している必要マイル早見表から、出発の日時を決めて便を指定する。

国内線特典航空券 対象路線		特典交換必要マイル数				
		<通常マイル> 2017年3月31日 までの引き落とし	<通常マイル> 2017年4月1日 以降の引き落とし	ディスカウントマ イル ※対象期間はこ ちら	JALカード割引 ※対象期間はこ ちら	
A区間	東京	大阪 名古屋 秋田 山形 小松				
	大阪	福岡 松本 盛岡 青森 秋田 大分 熊本 宮崎				
		福岡	山形 徳島 高知 松山 富山 鹿児島 那覇	12,000 (7,000)	12,000 (6,000)	10,000 (5,000)
		久米島 宮古 石垣 奄美				

航空券予約画面で利用する日付及び区間を指定し、運賃一覧を表示する。各運賃の種類をクリックして利用条件を確認し、交換する航空券に近い運賃を記入する。

区間	11月22日(火)	東京(羽田)	→	大阪(伊丹・関西)									
直行便													
区間1の便・運賃一覧													
前日	11月22日(火)	翌日	時間帯: 指定なし	搭乗クラス: すべて 普通席+クラスJ 普通席 クラスJ ファースト									
出発地: 東京(羽田) 到着地: 大阪(伊丹・関西) [全て 大阪(伊丹) 大阪(関西)] 逆区間													
時間帯指定なし 運賃別価格一覧 ※表内の金額は1名分の片道運賃です。													
便名	出発	到着	機種	クラス	普通運賃	往復割引	シヤトル 往復割引	ビジネス JALカード限定	特便割引	おともde マイル割引	株主割引	身体障がい 者割引	介護福祉 割引
					25,490円	23,190円	16,740円	16,240円	12,090円 ~16,090円	10,790円	12,890円	15,090円	16,440円
					280マイル	280マイル	280マイル	280マイル	210マイル	210マイル	210マイル	280マイル	280マイル
JAL101	06:30 東京(羽田)	07:40 大阪(伊丹)	767 WJ	普通席	33,490	31,190	24,740	24,240	21,990	-	20,690	23,090	-
				プレミアム	26,490	24,190	17,740	17,240	14,990	11,790	13,690	16,090	17,440
				普通席	25,490	23,190	16,740	16,240	12,590	10,790	12,890	15,090	16,440

(3) Suicaなどの汎用性の高いものだけでなく、単独の会社、店等で利用可能なカードも「電子マネー」と考え、利用ごとの支出内容を記載することになるのか、それとも汎用性のないテレホンカードのように購入時点のみの把握でよいのか。汎用性の高いもの（購入時の情報と利用都度の記入）とそうでないもの（購入時の情報のみ記入）の区切りはどのようになっているのか。

<回答>

単独の会社や店で利用可能なカードでも、様々な商品・サービスの購入が可能なものであれば電子マネーであると考え、汎用性が高いものとして扱う。汎用性が高いものを利用して商品を購入した場合、利用ごとの支出内容について購入時点で記入する。

一方で、「ビール券」、「お米券」、「図書カード」、「テレホンカード」、「旅行券」など購入可能な商品が限定されている場合は、汎用性が低いものとして扱う。汎用性が低いものについては、「ビール券」等の利用日ではなく、「ビール券」等を購入又は受贈した時点で記入する。

(4) 電子マネー利用に係る記入方法の変更は、単に記入方法の変更と考えてよいのか、それとも、電子マネーの利用を別立てにすることにより、記入漏れが減る等、支出額捕捉の違いがありそうなためか。

<回答>

近年、電子マネーなど現金以外の決済方法が多様化し、普及が進んでいる中、現行の記入方法は複雑で記入負担もある。これまでも、家計簿に記入例を掲載することや調査員の指導によって記入を確保しているところであるが、記入方法の複雑さは記入漏れを誘発しかねないと考えられる。

このことから、新たな家計簿では、「クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」欄に「電子マネー」、「商品券」、「デビットカード」、「口座間振込等」の選択肢を新たに設け、これらによる購入については同欄に記入することとし、報告者の負担軽減と記入漏れの可能性の低減を図りたい。

(5) スイカに現金をチャージしたときはどのように記入するのか。オートチャージによりクレジットカードを介してチャージされた場合、どのように記入するのか。

<回答>

【現金でチャージした場合】

現金でチャージした場合は、チャージした日の「現金収入又は現金支出」欄に記載する。

Ⅲ 現金収入又は現金支出

(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 数量 食料品は1か月目のみ 記入します		(4) 現金支出 (円)
		数量	単位	
1 チャージ (スイカ)				8,000

【オートチャージによりチャージした場合】

オートチャージの場合は、オートチャージされた日の「クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」欄に「クレジット 掛買い・月賦」による一括払いとして記載する。また、口座振替によりクレジットカードの引き落としがあった際は、「口座自動振替による支払」欄に「オートチャージ分カード支払い〇月分」として、記載する。

①チャージされた時点

(1) 品名、用途及び購入方法 該当する番号を〇で囲んでください	クレジット 掛買い・月賦								電子 マネー				商 品				(2) 数量 食料品は1か月目のみ 記入します	(3) 金額 自分の店の商品 見積り額を記入します
	1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	1	2	3	4		
1 オートチャージ (スイカ)	1	2	3	4	5	6	7	8										8,000

②口座振替のあった時点

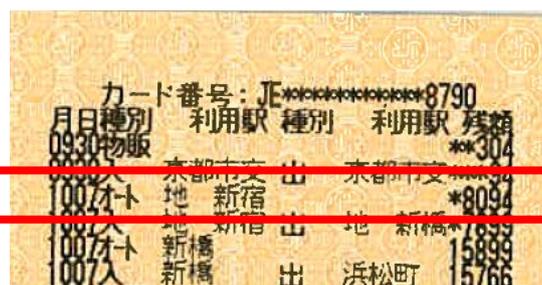
I 口座自動振替による支払 (つづき)

支払内訳 (種類、品名等)	今月の支払分		クレジット 掛買い・月賦
	数量	金額 (円)	
28 オートチャージ分カード支払い (9月分)		8,000	〇

◇参考：オートチャージの確認方法

例) 残額が8,000円を下回った場合、8,000円がオートチャージされる設定

自動改札を通過した際、残額が94円と設定金額を下回っていたため、8,000円がオートチャージされている。



6 集計方法について

(1) 電子マネーについて、現金でチャージした場合は、その時点で「現金支出」欄に記載するが、電子マネーで支出した場合は、集計においてチャージ分は除外し、電子マネーとしての支払内容分を集計しているとの理解でよいか。

<回答>

お見込みのとおり。

具体的な流れは以下のとおり。

- ①電子マネーに現金でチャージした場合は、「現金収入又は現金支出」欄にチャージ金額を記入する。
- ②電子マネーを使用して商品を購入した場合は、現行では「現金収入又は現金支出」欄に当該金額を括弧に入れて記入することとしているが、新たな家計簿では「クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」欄に記入することになる。
- ③上記②の金額は、消費支出の該当項目に分類され、チャージ分と相殺され、その月末の差額分（残金）は、集計上「繰越金」に加算される。

図 集計上の取扱い

【家計簿への記入】

Ⅲ 現金収入又は現金支出

①	(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 数量 食料品は1か月目のみ 記入します		(4) 現金支出 (円)
				単位	
	1 チャージ (スイカ)				10,000

Ⅳ クレジット・電子マネーなど現金以外による購入

②	(1) 品名、用途及び購入方法 該当する番号を○で囲んでください	クレジット 振込・月割				電子 マネー				(2) 数量	(3) 金額 自分の店の商品は 見残り額を記入します
		1	2	3	4	5	6	7	8		
	1 傘	1	2	3	4	5	6	7	8		1,200
	2 化粧品	1	2	3	4	5	6	7	8		5,000

【電子マネーの収支勘定】

収入	支出
10,000円	
	1,200円
	5,000円
合計 10,000円	合計 6,200円

③残金（繰越金）3,800円

今月の家計簿 ～レンタル料の記入について～

家計調査では、全体の支出額だけでなく、その内訳が毎月どのように変化したのかが大切な指標となります。最近の私たちの暮らしの中で“レンタル利用”について見ると、衣料品から耐久財、ビデオ、DVDやスポーツ・レジャー用品など様々な分野に広がっています。

そこで今回は、レンタル料の記入のポイントについて紹介します。

1日(土曜日)

I 現金収入又は現金支出

(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 数量	単位	(4) 現金支出 (円)	
1 DVDレンタル料	←①			1,000	
2 婚礼貸衣装一式	}			580,000	
3 レンタルドレス (披露宴出席)				②	54,000
4 レンタルドレス (発表会用)				32,400	
5 スキーウエアレンタル料	}			3,980	
6 ボーリングゲーム代				③	1,200
7 ボーリング貸靴代	}			350	
8 レンタカー代金				④	8,910
9 レンタカー保険料				1,080	

◆ 何をレンタルしたかを記入してください

レンタルを利用した場合は、何をレンタルしたかをできるだけ具体的に記入してください (①参照)。

◆ 貸衣装を利用した場合、目的がわかるように記入してください

家計調査の結果を品目ごとに公表する際、衣料などをレンタルした場合は、次のように分類していますので、貸衣装を利用した場合は、その目的がわかるように記入してください (②参照)。

- 結婚式や披露宴での新郎・新婦の貸衣装代は「婚礼関係費」
- そのほかの方の貸衣装代は「被服賃借料」
- 発表会などで着る衣装やスポーツウエアをレンタルした場合は「教養娯楽賃借料」

◆ レンタル用具代とゲーム代や入場料は分けて記入します

ボーリング場やスケート場での貸靴も「ボーリングゲーム代」とは別に、「ボーリング貸靴代」のように分けて記入してください (③参照)。

◆ レンタカー保険料もレンタル料と分けて記入してください

レンタカーを借りたときの損害保険料も「レンタカー代金」とは別に、「レンタカー保険料」のように分けて記入してください (④参照)。

なお、旅行会社などでレンタカーを申し込むとパック料金になっていることがあります。分けられない場合は「レンタカー代金 (保険料込み)」と記入してください。

今月の家計簿

～旅行に関する記入について～

家計調査によると、7・8月は1年のうちで最もパック旅行や宿泊料への支出が多い時期です。旅行中の支出を忘れずに家計簿へ記入するのは大変ですが、レシートを取っておくことや、メモ帳などを利用して、次の点に気を付けて記入していただくようお願いします。

I 現金収入又は現金支出

(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 数量	単位	(4) 現金支出 (円)
1 宿泊料				30,000
2 高速料金				9,500
3 ガソリン代		43	ℓ	5,920
4 テーマパーク入場料				19,800
5 昼食 (ピザ) 家族4人で				2,600
6 ソフトドリンク 4人分				1,000
~~~~~				
2 パック旅行 (国内)				86,000
~~~~~				
2 新幹線往復運賃 (大人2、小人1)				64,000
3 クッキー(知人へ)				2,160
4 スカーフ(母へ世帯主こづかいより)		1	枚	3,240
5 ボールペン(友人へ長女こづかいより)		2	本	540

① }
←②
←③
←④
⑤ }

◆ 旅行費用は支払いごとに内訳を記入してください。

旅行にかかった費用は、何に使ったかわかるよう、支払いごとに記入してください (①参照)。パック旅行の場合は、代金を支払った際に、国内か海外かを区別して記入してください (②参照)。マイカーや鉄道などで出掛けた場合は、単に「交通費」としないで、「ガソリン代」、「高速料金代」、「鉄道運賃」などと記入してください (①、③参照)。これは、マイカーの旅行でガソリン代が多かったのか、鉄道旅行で鉄道運賃が多かったのかが分かるよう区分して集計しているためです。友人や知人へのお土産は、「クッキー (知人へ)」などと記入してください (④参照)。また、家族それぞれが自分のこづかいでお土産を買った場合は、「世帯主のこづかいから」などと書き添えるとともに、「数量」欄と「現金支出」欄を () で囲んでください (⑤参照)。なお、() で囲んだ金額は、合計には含めません。

◆ 海外旅行に行った場合の現地での支払いについて

海外旅行先で支払った食事代やお土産代のほか、オプションルツアーの代金などについては、旅行先の通貨で記入するのではなく、日本円に換算して、おおよその金額を記入してください。クレジットカードで支払った場合も同様です。

今月の家計簿

～教育関係費の記入について～

大学入試センター試験が約1か月後にせまり、テレビや新聞などで入学試験の話題が聞こえてくる季節になりました。皆さんの御家庭にも受験をされる方がいらっしゃるかもしれません。そこで、今月は子どもの教育関係費の記入のポイントについて御紹介します。

I 現金収入又は現金支出			
(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 数量	(4) 現金支出 (円)
1 私立大学受験料 (太郎)			30,000
2 振込手数料			432

} ①

口座自動振替による支払		
支払内訳 (種類, 品名等)	今月の支払分	
	数量	金額 (円)
16 学校給食費 (次女 小学校) (11月分)		3,760
17 学校授業料 (長男 高校) (12月分)		26,000
18 PTA会費・教材費 (次女 小学校) (11月分)		7,520
23 英会話教室 (次女)	11月分	15,000
24 塾月謝 (長男)	11月分	24,800
25 " 教材費 (")	11月分	4,600

} ②

← ③

} ④

◆ 受験料は、だれの、どのような学校への支出かをはっきり記入してください

一口に入学試験の受験料といっても大学、専門学校から幼稚園、さらには国公立、私立といった種類があります。家計調査では子育て世代において大きな支出割合を占めている教育関係費についても分析できるよう、受験料を学校の種別ごとに区分しています。そのため、受験料を家計簿に記入する際は、だれがどのような学校を受験するのか、国公立か私立かの別も含めて記入してください (①参照)。また、入学手続きの際の支出も同様に記入してください。

◆ 在学中の子が複数いる場合は、授業料や給食費もだれの支出かを記入してください

在学中の子どもが複数いる場合には、授業料や給食費についても、だれの支出かわかるように、それぞれ記入してください (②参照)。塾や習い事の月謝などを記入する際も、だれのものか、また、習い事はどのような習い事がわかるように記入してください (③参照)。

なお、塾や習い事で月謝のほかに教材費を支払った場合は、合算せずに、月謝と教材費をそれぞれ分けて記入してください (④参照)。